

予算決算常任委員会審査報告書

令和5年3月22日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第16号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号）	可 決
議案第21号	令和5年度飯綱町一般会計予算	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第16号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第11号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第21号 令和5年度飯綱町一般会計予算

3月3日の本会議において、議長より上記議案について審査の付託を受けた。

予算決算常任委員会では、2小委員会で分割審査し、3月17日開催の委員会において、各小委員長より詳細な報告を受けた。

総務産業小委員会の青山委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

福祉文教小委員会の伊藤委員長より報告があり、終了後に質疑を行ったが、本報告に記載すべき質疑はない。

反対討論：区・組自治会活動助成金、衛生組合役員活動費補助費971万円、可燃ごみ集積所3棟の設置費用91万円、広報送付郵便代（別荘所有者）13万8千円の減額削除を求める。「令和2年10月1日」国勢調査に基づく飯綱町自治会組織加入率（総務課発行）によると、町全体で3,767世帯、「令和2年9月末日」広報未配付122世帯。その内訳、東高原区自治会は広報誌未配付22世帯である。飯綱町自治会は従来からの世帯がほとんどだが、移住者は町に宅地建物購入取得税、固定資産税等の住民税を納めており、住民登録がなくても、その時点で自治会に当然自動加入している。借家住民も住民登録がなくても住めば町住民である。慣習によって自治会に当然自動加入している。

東高原区自治会に活動助成金、衛生組合役員活動費補助金を区長、組長に手当金交付している。区長の任務は、広報及び広聴に関する事務、町からの伝達等に関する事務、町が指定する調査及び報告に関する事務、その他町長が必要と認める事務である。区長・組長・衛生組合長は、広報誌、ごみカレンダー等の配付責務を果たしていない。公共の福祉に反している。東高原区自治会は、広報未配付22世帯にごみ集積所の使用禁止処分をしている。ごみ集積所の掲示板のお願い書では、「このごみステーションは、東高原自治会で管理運営をしています。自治会に加入されていない方は大変申し訳ありませんが、このごみステーションのご利用はご遠慮ください。ご不明な点は、飯綱町住民環境課生活環境係へお問合せください。東高原自治会。※ごみステーション外側に置かれたごみは、不法投棄となります※」と記載されており、飯綱町住民環境課生活環境係は容認している。

ごみ集積所設置要綱（平成2年制定）。飯綱町所有土地に行政予算でごみ庫を建設したが、平成2年以降33年余り、広報未配付者に使用禁止処分をしている。

2005年「平成17年4月26日」、自治会退会は自由と最高裁判所が判決初判断した。広報誌未配付122世帯（内訳、東高原区自治会22世帯）は退会手続きをいっていない。よって、加入している
飯綱町行政は村八分にして強権的である。

採決の結果：賛成多数で可決とした。